（表）

身　分　証　明　書

第　　号

氏　　名
生　年　月　日
所　属　機　関　名
所属機関所在地

写

真

左記の者は、測量法第15条第１項の規定により、国土地理院の長／国土交通省の地方整備局長／北海道開発局長／地方測量機関の長の命令／委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

平成　　年　　月　　日発行

発行機関　　印

（裏）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第15条　国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

２　前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第１項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

第39条　第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。

有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日
作業地域			
作業の名称			
発行機関の印			

備考　不要の文字は、発行機関で消すこと。

（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）